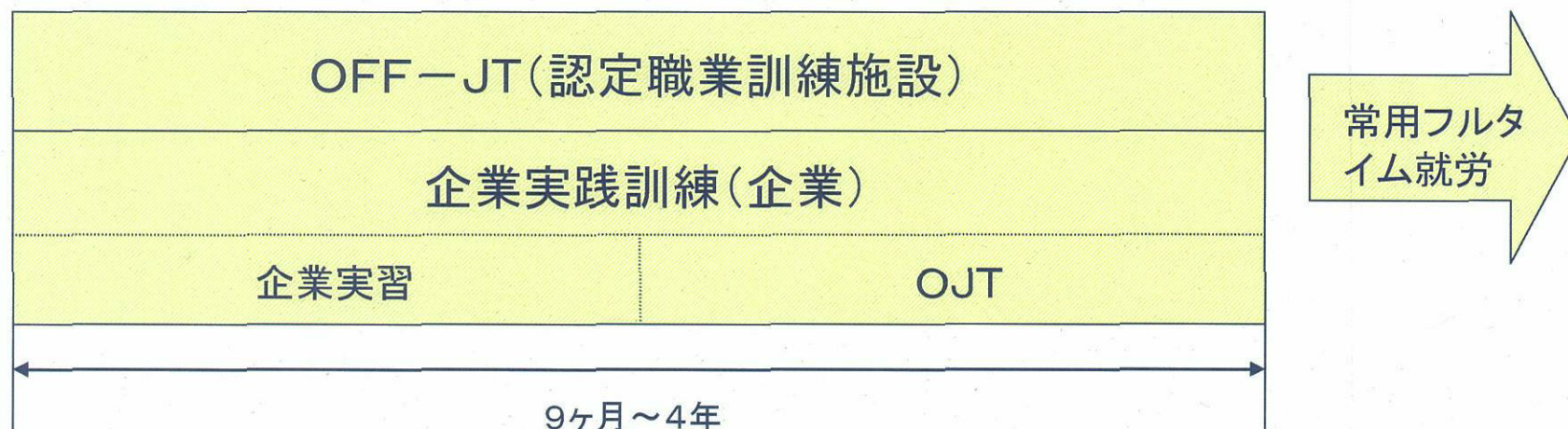


(d) 認定職業訓練活用型



- 都道府県知事の認定を受けた職業訓練を行う認定職業訓練施設が、既存の訓練科をデュアルシステムに係る訓練科に変更又は新規にデュアルシステムに係る訓練科を設置することで実施。
- 現在、都道府県において、事業主等に対する説明会を開催するなど制度の周知を図っているところ。